

## 議案第11号

### 大口町福祉手当支給条例の一部改正について

大口町福祉手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

#### (提案理由)

この案を提出するのは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が平成27年1月1日から施行されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町福祉手当支給条例の一部を改正する条例

大口町福祉手当支給条例（平成12年大口町条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特定疾患医療給付事業受給者票」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する支給認定を受けた者で特定医療費受給者証（指定難病）」に改める。

第3条第2号中「第8条第22項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町福祉手当支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する支給認定を受けた者で特定医療費受給者証（指定難病）の保持者</u></p> <p>（支給要件）</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに規定する施設（母子生活支援施設及び知的障害児通園施設を除く。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第24項</u>に規定する施設に入所し、若しくは収容され、又は児童福祉法第27条第2項の規定により国立療養所に入所しているもの</p>	<p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>特定疾患医療給付事業受給者票の保持者</u></p> <p>（支給要件）</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに規定する施設（母子生活支援施設及び知的障害児通園施設を除く。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第22項</u>に規定する施設に入所し、若しくは収容され、又は児童福祉法第27条第2項の規定により国立療養所に入所しているもの</p>